

# 税務Q&A



## 贈与税の申告準備をお忘れなく

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 日高 強  
(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp>)

今年もあと二か月。いよいよ押し詰まってきました。そこで暦年単位で課税される贈与税について少しおさらいをしてみましょう

**Q** そもそも贈与税とはどんな税ですか。

**A** 贈与税は、個人から贈与により財産を取得した場合に、その取得した財産に対して課される税です。生前に贈与することで相続税の課税を逃れようとする行為を防ぐという意味で相続税を補完する役割を果たしています。したがって、法人は贈与税の対象になりません。

なお、個人が法人から贈与により財産を取得したときは贈与税ではなく所得税がかかります。

また、自分が保険料を負担していない生命保険金を受け取った場合や債務の免除により利益を受けた場合には、贈与を受けたものとみなされて贈与税がかかります。

課税方法には「暦年課税」と「相続時精算課税」の二つがあります。

**Q** 贈与税の申告はいつするのですか。

**A** 贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に申告と納税を行います。

**Q** 暦年課税について教えてください。

**A** その年の1月1日から12月31日の間に贈与を受けた財産の合計額(1年間に2人以上の人から贈与を受けた場合又は同じ人から2回以上にわたり贈与を受けた場合にはそれらの贈与を受けた財産の合計額)が基礎控除額(110万円)を超える場合には、その贈与を受けた財産の合計額から基礎控除額を差し引いた残額をもとに贈与税を計算する方法です。

したがって、一年間に贈与を受けた財産の合計額が110万円を超えない場合には贈与税は課されません。この場合、申告する必要もありません。

**Q** 相続時精算課税について教えてください。

**A** この制度を選択した贈与者ごとにその年の1月1日から12月31日までの間に贈与を受けた財産の合計額から特別控除額を控除した残額に対して贈与税を課する方法です。

この特別控除額は相続時精算課税選択届出書その他一定の書類を添付した贈与税の期限内申告書を提出する場合に適用されます。

なお、この制度を選択するとその制度にかかる贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年以降、すべてこの制度が適用され、暦年課税に変更することはできません。

また、贈与者である父母又は祖父母などが亡くなった場合には、相続税の計算上、相続財産の価額にこの制度を適用した贈与財産の価額を加算して相続税額を計算します。そして、その際、すでに収めた相続時精算課税にかかる贈与税額相当額は相続税額から控除されます。

払い過ぎていたときは還付になります。

このように相続時精算課税は贈与税・相続税を通じて課税が行われる制度です。

**Q** 相続時精算課税の適用対象者について教えてください。

**A** 贈与者は贈与をした年の1月1日において60歳以上の父母または祖父母など、受贈者は贈与を受けた年の1月1日において18歳<sup>(※)</sup>以上の者のうち、贈与者の直系卑属(子や孫)である推定相続人又は孫とされています。

※18歳とあるのは令和4年3月31日以前の贈与については20歳となります。

**Q** 相続時精算課税の贈与税の計算方法について教えてください。

**A** この制度の適用を受ける贈与財産についてはそれ以外の者からの贈与財産とは区別して一年間に受けた財産の価額の合計額をもとに贈与税を計算します。

贈与税額は複数年にわたって利用できる特別控除額(限度額:2500万円、ただし前年以前において既にこの特別控除を適用している場合には残額)を控除したあとの金額に一律20パーセントの税率を適用して計算をします。

なお、相続時精算課税を選択した受贈者が相続時精算課税にかかる贈与者以外の者から贈与を受けた場合には、その受贈財産については暦年課税が適用されます。

ただし、相続時精算課税にかかる贈与税の計算をする場合には、暦年課税の適用はありませんから、その年の贈与財産の価額が110万円以下であっても贈与税の申告は必要です。

### 最後に

相続時精算課税の適用は上手く利用すると非常に有利な反面、一度適用したら暦年課税に戻れないなどのデメリットもあり判断に迷うところですが、贈与税には「夫婦間で居住用不動産を贈与した場合の配偶者控除」や「直系尊属から住宅用資金の贈与を受けた場合の非課税」など重要な特例制度もあります。

是非、事前に余裕をもって税理士に相談されることをお勧めします。